

病床機能再編支援事業について

令和5年(2023年)11月 熊本県医療政策課

1 病床機能再編支援事業について

○概要

- 地域医療構想調整会議の合意を踏まえて行う自主的な病床数の減少や統合を行う際の財政支援として、全額国費負担により事業を実施（令和2年度からの継続事業。）
※財源は地域医療介護総合確保基金を活用。
- 令和2年度～令和7年度末までに稼働病床（回復期を除く）を1割以上減少した医療機関に対して、病床稼働率に応じた給付金（1床あたり100～200万円程度）を支給するもの。

病床機能再編支援事業 (地域医療介護総合確保基金 事業区分Ⅰ-2)

令和4年度予算額：地域医療介護総合確保基金（医療分）
公費1,029億円の内数（195億円）

- 中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制を構築する必要がある。
- こうした中、地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の合意を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等に取り組む際の財政支援*1を実施する。
- 令和2年度に予算事業として措置された本事業について法改正を行い、新たに地域医療介護総合確保基金の中に位置付け、引き続き事業を実施する。【補助スキーム：定額補助（国10／10）】

「単独医療機関」の取組に対する財政支援

【1.単独支援給付金支給事業】

病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画を作成した医療機関（統合により廃止する場合も含む）に対し、減少する病床1床当たり、病床稼働率に応じた額を支給

※病床機能再編後の対象3区分*2の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下となること

「複数医療機関」の取組に対する財政支援

【2.統合支援給付金支給事業】

統合（廃止病院あり）に伴い病床数を減少する場合のコスト等に充当するため、統合計画に参加する医療機関（統合関係医療機関）全体で減少する病床1床当たり、病床稼働率に応じた額を支給（配分は統合関係医療機関全体で調整）

※重点支援区域として指定された関係医療機関については一層手厚く支援

※統合関係医療機関の対象3区分の総病床数が10%以上減少する場合に対象

【3.債務整理支援給付金支給事業】

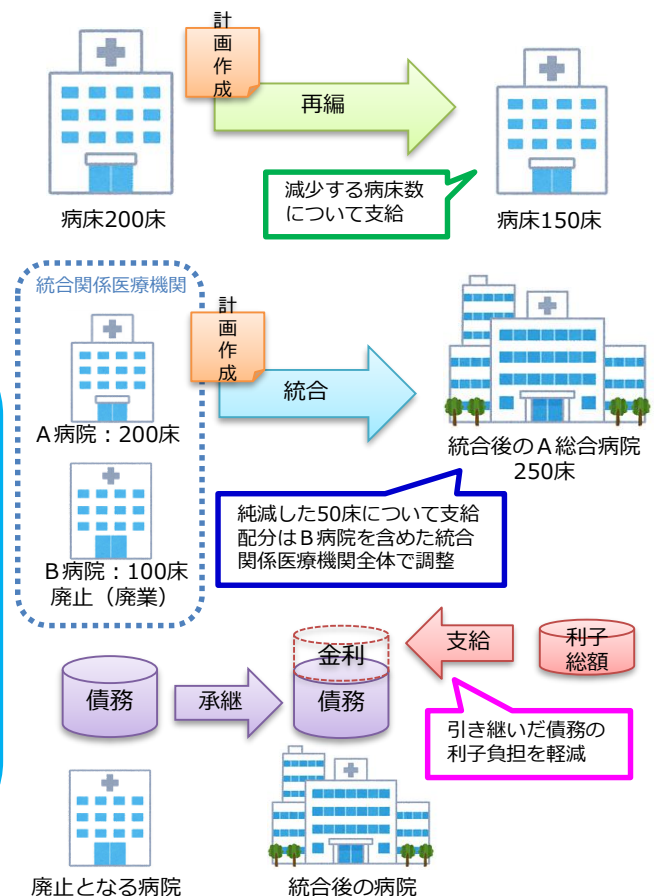
統合（廃止病院あり）に伴い病床数を減少する場合において、廃止される医療機関の残債を統合後に残る医療機関に承継させる場合、当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて統合後医療機関へ支給

※統合関係医療機関の対象3区分の総病床数の10%以上減少する場合に対象

※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えた場合に限る

*1 財政支援 …使途に制約のない給付金を支給

*2 対象3区分…高度急性期機能、急性期機能、慢性期機能

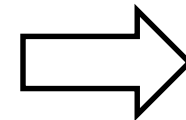


2 給付対象の判断基準について

地域医療構想調整会議において、2025年に向け、引き続き、地域のニーズに応じた医療を提供する役割を担うことが確認できた医療機関が給付対象となる。

<具体的なイメージ>

病床数の減少後も地域で
必要な役割を担う場合

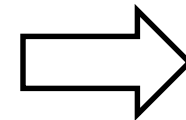


対 象

例：急性期、慢性期病床の病床数を減少し、回復期機能の強化を図る
地域のニーズを踏まえ、外来、在宅医療等に注力する 等

病床数の減少に伴い
医療機関を廃止する場合

※ただし事業承継等により、地域に必要な
医療が継続して提供される場合は除く。



対象外

3 事業スケジュール（令和5年度）

